

「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」の改定について

令和4(2022)年12月22日 行政改革ICT推進課

1 概要

多くの指定管理者制度導入施設（27/41施設）において指定替えの手続が予定される令和5(2023)年度に向けて、施設利用者の利便性向上や内部事務手続の効率化等が図られるよう、「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」の改定を行うもの。

2 主な改定内容

項目	改定の目的	改定の内容
キャッシュレス決済の導入促進	「とちぎ行革プラン2021」に掲げるキャッシュレス決済の推進による施設利用者の利便性向上	指定管理者の公募に当たり、キャッシュレス決済の推進に資する提案がより多く行われるよう、各施設所管課において仕様書や選考基準等に積極的に記載する旨をガイドラインに明記
施設修繕の実施区分	指定管理者からの要望を踏まえた、指定管理者において実施可能な施設修繕範囲の拡大による機動性の向上	施設の修繕について、指定管理者が実施可能な額の上限を、条件付き(※)で「100万円未満」→「200万円未満」に拡大 ※指定管理者からの申し出があり、かつ、県の承認を得た場合
申請手続のオンライン化	「とちぎ行革プラン2021」に掲げる行政手続のオンライン化の推進による応募事業者の利便性向上	公募の際に提出する書類について、原則として電子メールによる提出に変更
消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応	施設利用者（事業者）に対する不利益（仕入税額控除が行えないことによる消費税負担額の増加）の防止	申請者の応募資格として、インボイス制度への対応を要する施設について、「適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定」であることを設定

3 運用開始時期

令和5(2023)年1月